株主各位

(本店所在地)

埼玉県さいたま市北区大成町四丁目699番地1 (東京本社)

東京都千代田区神田須田町二丁目5番京 王 神 田 須 田 町 ビ ル 7 階 株 式 会 社 一 蔵 代表取締役社長 河 端 義 彦

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時 ※受付開始は午前9時30分を予定しております。
- 2.場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号三菱ビル 10階三菱ビルコンファレンススクエア エムプラス「グランド」
 - ◎ご出席株主様へのお土産の配布はいたしません。
 - ◎株主総会終了後、株主懇談会等は行いません。

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第32期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第32期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.ichikura.jp/ja/index.html)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご 通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した連結 計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。 (アドレスhttps://www.ichikura.jp/ja/index.html)
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について
 - ① 来場される株主様へのお願い

ご出席いただく場合につきましては、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただきましてもやむを得ずご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

ご来場の株主様におかれましては、検温及びアルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。

なお、体温が37.5℃以上の方や体調が優れないようにお見受けされる株主様につきましては、運営スタッフがお声掛けする場合や、やむを得ずご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調の優れない方は、より慎重なご判断をお願いいたします。

株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で行う予定でおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、接触感染のリスクを減らすため、お土産の配布を行いません。

② 当社の対応

役員及び運営スタッフは、体温確認を行ったうえで、マスク着用で対応させていただきます。 受付のほか、会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。

以上、時節柄、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合



■書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2022年6月22日(水曜日)午後6時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考 書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内 に従って、賛否を入力してください。

「行使期限」2022年6月22日(水曜日)午後6時まで

株主総会にご出席される場合



■株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。 また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株 主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので ご了承ください。

開催日時 2022年6月23日(木曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使方法

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォン等で議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは 1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」(右記)をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使 サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

- 1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2. 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン ID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。



4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●ご注意事項

インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンや スマートフォンの操作方法などがご不明な 場合は、右記にお問い合わせ下さい。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から21:00まで

s (添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日~2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる感染症の再拡大により、一部の地域において、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店や大規模商業施設などの営業が制限されるなど、経済活動の抑制により、国内の経済環境は厳しい状況で推移いたしました。緊急事態宣言解除後は、消費も回復の兆しをみせましたが、その後もまん延防止等重点措置の適用があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

(和装事業)

和装事業におきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を実施しての店舗運営や教室運営、新たな取組として、きものコンテスト「Universal Kimono Award 2021」を開催するなど、コロナ禍でのお客様獲得に努めてまいりました。前期に比べ新型コロナウイルスによる影響が緩和、積極的な催事開催により、プライベートブランド商品等の受注が堅調に推移したことなどにより、当連結会計年度の和装事業の売上高は14,356,695千円(前期比22.7%増)、セグメント利益は1.055.645千円となりました。

なお、当連結会計年度末の受注残高は、4,846,678千円(前連結会計年度末比26.1%増)となっております。

(ウエディング事業)

ウエディング事業におきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を実施しての式場 運営、新郎新婦様、ゲストの皆様にご安心いただけるよう、結婚式に携わる従業員全員に 月2回の抗原検査を実施するなど、安心・安全な結婚式の提供に努めてまいりました。度 重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、受注・施行に影響を受けたものの、施行組数は回復傾向にあり、当連結会計年度のウエディング事業の売上高は 4,210,718千円(前期比71.5%増)、セグメント利益は149,173千円となりました。

なお、当連結会計年度末の受注残組数は1,345組(前連結会計年度末比2.0%減)となっております。

(全社)

上記の結果、当連結会計年度の業績は、売上高18,567,414千円(前期比31.2%増)、 営業利益510,060千円、経常利益625,215千円、親会社株主に帰属する当期純利益 617,047千円となりました。

事業別売上高

事	業	X	分			第 31 期 (2021年3月期)				第 32 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減		
				金	額	構成比	金	額	構成比	金	額	増減	率	
和	装	事	業	11,698,0	093千円	82.7%	14,356,	695千円	77.3%	2,658,60)2 千円	22.7	%	
ウェ	ディ	ング	事業	2,455,5	553	17.3	4,210,	718	22.7	1,755,16	54	71.5		
合			計	14,153,6	646	100.0	18,567,	414	100.0	4,413,76	57	31.2		

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は355,485千円(建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定を含む。)であり、セグメントごとの設備投資は以下の通りであります。

和装事業においては、新店舗の工事を中心とする総額139,893千円の投資を実施いたしました。

ウエディング事業においては、既存式場の改修及び上海の新式場開設に関する費用を中心とする総額160.539千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は2021年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により連 結子会社である株式会社ChouChouの権利義務を承継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区		分	第 29 期 (2019年3月期)	第 30 期 (2020年3月期)	第 31 期 (2021年3月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上	高	(千円)	16,839,904	18,247,615	14,153,646	18,567,414
経常利益又は経常	常損失 (△)	(千円)	609,866	340,966	△1,533,827	625,215
親会社株主に帰属する 親会社株主に帰属する		(千円)	142,663	119,084	△2,454,338	617,047
1株当たり当期 1株当たり当期		(円)	26.34	21.82	△446.07	111.91
総資	産	(千円)	18,562,292	18,574,059	17,849,455	18,196,352
純 資	産	(千円)	5,844,415	5,913,608	3,422,608	3,404,476
1株当たり	り純資産	(円)	1,075.37	1,079.80	620.75	617.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

×	<u> </u>	5 .	प्रे	第 29 期 (2019年3月期)	第 30 期 (2020年3月期)	第 31 期 (2021年3月期)	第 32 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売	上	高(刊	f円)	16,028,952	17,085,922	13,012,514	17,379,915
	又は経常損失	,	F円)	735,333	456,040	△1,508,660	637,159
当期約	純利益 純損失	(\triangle)	F円)	268,207	237,199	△2,440,071	631,597
	り当期純利 り当期純損失		円)	49.52	43.46	△443.48	114.55
総	資	産(刊	f円)	19,218,258	19,049,262	18,580,063	18,948,765
純	資	産(刊	F円)	5,990,747	6,166,956	3,724,655	3,680,410
1 株 🗎	当たり純	資産 (円)	1,102.30	1,126.06	675.53	667.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式 総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社京都きもの学院	10,000千円	100.0%	きもの着付教室の運営・和装小 物、着物、帯等の販売
璨臻(上海)婚慶礼儀 服務有限公司	55,000∓RMB	100.0%	結婚式場の運営・接遇コンサル ティング事業

(4) 対処すべき課題

当企業集団は、「日本文化をもっと身近にする」「私たちのおもてなしを世界に広げる」「世の中を楽しく変えていく」を経営理念に掲げ、和装事業として呉服等の販売、振袖等の販売・レンタル、成人式の前撮り写真撮影サービス、成人式当日の着付け及びメイクサービス、きものの着方教室の運営等、並びにウエディング事業として結婚式場の運営等を行っております。

各事業の対処すべき課題は以下の通りです。

① 和装事業

イ、出店コスト・店舗運営費用の削減による収益性の向上

創業当時、呉服業界では、売れ残った在庫商品は小売店が製造元に返品するという商習慣が一般的でした。この商習慣により、呉服商品は、製造元にとっては返品リスクがあることから自ずと高値となり、消費者にとって敷居の高いものとなっておりました。そこで、当社ではリーズナブルな価格で顧客に商品を提供するため、製造元から呉服商品を現金で買い取る仕入制度を導入し、「小売主体の流通の構築」「適正価格の実現」を図ってまいりました。

また、顧客の多様なニーズに応えるためには、販売チャネルを増やすことが必要であると考え、創業当時から行っている催事販売に加え店舗販売にも力を入れてまいりました。具体的には、顧客が来店しやすい全国主要都市のオフィスビルやショッピングセンターへの出店、きものを着て楽しむイベントの開催、着方教室の運営等により業容拡大に努めてまいりました。

しかし、出店費用、店舗運営費用、外展費用、広告宣伝費等が増加傾向にあり、当事業の課題となっております。加盟店の出店など、より効率的な出店計画を策定し、店舗を使用したイベント開催を行うことで会場費・設営費・委託人件費を抑え、収益性のさらなる向上に努めてまいります。

ロ. 少子化に伴う若年層の減少と受注金額の増加対策

成人式用の振袖及び卒業式用の袴等の販売並びにレンタルを行っている当社の主要顧客は、成人式や卒業式を迎える女性でありますが、少子化に伴う若年層の減少と、多様化する顧客のニーズへの対応が課題であります。

少子化に伴う若年層の減少に対しては、人口が集中する首都圏の中でも特に大学・高校の集中するターミナルへの出店を進めることで受注を拡大させてまいりました。さらに、中堅都市に出店をしている着方教室の分校を活用した振袖催事を行うことで販促エリアを拡大し、ソーシャルメディアを有効に活用することで当社の認知度を向上させてまいります。

多様化する顧客のニーズに対しては、商品面では多種多様な振袖在庫に加え時代のニーズに合わせた商品を仕入れ顧客に提供することで受注の増加に努めてまいりました。さらに、当社では仕入後3年間一度も回転しなかった在庫品については当社「棚卸資産管理規程」に規定する評価基準に従い商品評価損を計上しておりますが、回転が鈍い在庫品の見える化を行い積極的に販売していくことで、商品回転数の増加を図り、商品評価損の計上額の最小化に努めております。

サービス面では当社で振袖等をお求めいただいた顧客に対して提供するワンストップサービス、成人式写真撮影スタジオの運営、着方教室の運営、悉皆サービス、また、長い和装の歴史の中で、多くの企業がチャレンジしては軌道に乗せられなかったデザインから生地の選定、製造、販売まで一貫して行う、振袖のSPA化に成功いたしました。究極の和装企画販売を展開することで、顧客の好みに応じた商品の価格を抑えて販売することにより、競合他社との差別化を図り、受注金額を増加させてまいります。

ハ. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

和装事業におきましては、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のための自粛に伴う一部店舗の営業時間短縮などはありましたが、自治体による成人式及び大学の卒業式については大きな影響を受けることなく開催され、業績回復に大きく寄与することができました。

今後も新型コロナウイルス感染予防対策を実施しての店舗運営や催事開催、また自宅にいながら気軽にきものの着方が学べるオンライン講座の充実等、対策を行ってまいります。

② ウエディング事業

- イ. 新型コロナウイルス感染拡大による挙式・披露宴の中止及び延期の影響 ウエディング事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による挙式や披露宴 等の中止及び延期による売上の減少の長期化が最大のリスクと捉えております。ブライ ダルフェアや各館ホームページにおいて、徹底した感染予防対策を告知するなど、挙式 の中止及び延期の防止と集客に力を入れております。
- ロ. 式場のリニューアル及び改装での稼働率維持・向上 既存式場につきましては、持続的な成長、企業価値を向上させるために、結婚式場の リニューアル及び改装が課題となっております。

お客様のニーズに対応した現代における挙式スタイルの変化に伴うバンケットの変更を行ってまいります。

また、団結・結束を意味する「ユニティ」をキーワードに、心が通い合う少人数の結婚式として、30名様までの新ウエディングプラン「ユニティウエディング」の販売を継続して、コロナ禍での顧客獲得に努め、式場の稼働率を向上させてまいります。

ハ、リゾートホテル&結婚式場の建設

沖縄におけるリゾートホテルと結婚式場の建設にあたり、現地自治体の各許認可の取得を進めて3年以上が経過して長期化しております。コロナ禍におけるさらなる遅れの懸念もありますが、役所と歩調を合わせて対応をしております。現状は、最終的なすべての許認可取得に向けて対応を進めております。

二. アジアマーケットにおけるウエディング事業の拡大

アジアマーケットにおけるウエディング事業の拡大が課題であります。2019年3月に中国の上海に1施設目の結婚式場をオープンし、2施設目につきましても今年度中のオープンを目指しております。中国は年間の婚姻件数が約1,200万件と言われる大変魅力的なマーケットであり、また、富裕層を中心にウエディングドレスやガーデンセレモニーといった婚礼の西洋化も進んでおります。現在、中国では希少な日本企業による結婚式場として、当社の強みである本物志向にこだわった内装と最先端の演出、そして「おもてなし」を重視したサービスでアジアマーケットにおけるウエディング事業の拡大を図ってまいります。

③ 全計

事業効率の最適化並びに各種コストの見直し

当社では、2021年4月に子会社である株式会社ChouChouを吸収合併、2022年3月に東京本社を移転するなど、コロナ禍において、事業効率の最適化を図ってまいりました。今後も、子会社を含めたグループ全体の費用対効果を検証し、事業効率の最適化並びに各種コストの見直しを図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事	業	区	分	事	業	内	容
和	装	事	業	呉服の販売、振袖等の成人式当日の着付け及行っております。 一定の集客が見込める等に出店し、小売店舗併設した店舗形態によ	るびメイクサービ る全国主要都市の 捕、フォトスタジ	ごス並びにきものの)オフィスビルやシ ジオ、きものの着方)着方教室の運営等を ・ョッピングセンター
ウエ	ディ	ング	事業	「特別な日を過ごすにする」という「おもて 披露宴の企画・立案・ ンタル等を行っており 顧客の本物志向を充足 に「本物志向のファミ	てなし」の心を実 ・運用及びパーテ リます。 Eさせる結婚式の	現するべく、直営 イードレスやウエ)トータルプロデコ	ニディングドレスのレ Lースを実現するため

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 本店、本社

本	本 社 (本店所在地)		地)	埼玉県さいたま市北区
東	東京本社			東京都千代田区

② JTS事業本部 (和装事業)

都道府県	店舗名	一蔵	フォト スタジオ	いち瑠 (注 1)	銀座いち利
	札幌店		0	0	
	JRタワー札幌店	0		0	
北海道	ノルベサ札幌店			0	
	ホテルエミシア新札幌店			0	
	旭川店	0	0	0	
青森県	青森店(注2)	0	0		
福島県	福島店(注2)	0	0		
	大宮店	0	0	0	
	浦和店			0	
埼玉県	所沢店	0	0	0	
	川口店			0	
	入間店			0	
群馬県	前橋店(注2)	0	0		
4 动朱	伊勢崎店(注2)	0			
新潟県	長岡店(注2)	0	0		
	銀座本店	0		0	
	銀座いち利本店				
	丸の内仲通り店			0	
	日本橋店			0	
東京都	八王子店	0		0	
	新宿ヒルトン店	0		0	
	西武新宿ペペ店	0	0		
	上野店	0	0	0	
	立川髙島屋S.C店	0		0	

都道府県	店舗名	一蔵	フォト スタジオ	いち瑠 (注 1)	銀座いち利
	千葉店(注3)	0	0	0	
	千葉1000シティータワー店			0	
	アリオ市原店	0	0	0	
	ららぽーと船橋店	0	0	0	
千葉県	イオン船橋店	0		0	
	木更津店			0	
	本八幡店			0	
	津田沼店			0	
	海浜幕張店			0	
	横浜駅前店	0	0	0	
	新横浜プリンスペペ店	0	0		
	横須賀店(注2)	0	0		
神奈川県	厚木店(注2)	0	0		
	銀座いち利横浜店				0
	東戸塚店			0	
	上大岡店			0	
	名古屋栄店	\circ	0	0	
愛知県	名古屋駅前店	0		0	
多 和宗	一宮店			0	
	金山校			0	
岐阜県	岐阜店			0	
三重県	四日市店(注2)	0			
	なんばスタジオ		0	0	
	梅田店	0		0	
大阪府	天王寺スタジオ		0		
	銀座いち利心斎橋店				0
	あべのハルカス店	0		0	

都道府県	店舗名	一蔵	フォト スタジオ	いち瑠 (注 1)	銀座いち利
· 古	銀座いち利京都四条烏丸店				0
京都府	京都分校			0	
兵庫県	神戸三宮店	0		0	
岡山県	岡山店(注3)	0	0	0	
山口県	山口宇部店	0	0	0	
	福岡天神店(注3)	0	0	0	
福岡県	銀座いち利福岡天神店				0
佃叫宗	小倉駅前店			0	
	博多駅前店			0	
合計	60店舗 (うち、加盟店	8 店舗)			

- (注1) 常設店舗のみ記載しております。そのほか、期間限定で出店している店舗もあります。
- (注2) 加盟店であります。
- (注3) オンディーヌの商品も取り扱っております。

③ オンディーヌ事業本部 (和装事業)

都道府県	店舗名	オンディーヌ	フォトスタジオ	いち波
北海道	札幌店	0	0	0
山形県	山形店(注1)	0	0	
宮城県	仙台店	0	0	0
秋田県	秋田店(注1)	0	0	
福島県	いわき店 (注1)	0	0	
茨城県	水戸店(注1)	0	0	
栃木県	宇都宮店(注1)	\circ	0	\circ
埼玉県	大宮店	0	0	\circ
坦上宗	所沢店	0	0	0
	銀座店	0		\circ
	新宿店	0		\circ
	町田店	0	0	\circ
東京都	新宿スタジオ		0	
	渋谷店	0		\circ
	立川店	0	0	\circ
	池袋店	0	0	0
千葉県	柏店	0	0	\circ
1 未示	幕張店	0	0	\circ
	横浜店	0	0	0
神奈川県	大船店	0		0
	川崎店	0	0	0
静岡県	浜松店	0	0	0
伊岡木	富士店(注1)	0	0	0
山梨県	甲府店(注1)	0	0	0
長野県	長野店(注1)	0	0	
愛知県	岡崎店	0	0	\circ
又刈木	名古屋栄店	0	0	0

都道府県	店舗名	オンディーヌ	フォトスタジオ	いち波	
富山県	富山店(注1)	0	0		
	高槻店	0		0	
大阪府	高槻スタジオ		0		
	心斎橋店	0	0	0	
京都府	京都烏丸店	0	0	0	
兵庫県	神戸店	\circ	0	\circ	
広島県	広島店 (注2)	0	0	0	
愛媛県	松山店(注1)	0	0		
福岡県	小倉店	0	0	0	
鹿児島県	鹿児島店(注1)	0	0		
合計	37店舗 (うち、加盟店11店舗)				

⁽注 1) 加盟店であります。 (注 2) 一蔵の商品も取り扱っております。

④ ウエディング事業本部 (ウエディング事業)

結 婚 式 場 名	所在地	概 要
キャメロットヒルズ	埼玉県 さいたま市 北区	18世紀の英国ウエールズ地方の「マナーハウス (注1)」を再現したバンケットと同時代の教会を再現したチャペルからなる本館と、19世紀初頭の英国ロンドンの迎賓館をモチーフにした別館の「キャメロットヒルズ・アネックス」から構成されております。設備概要:バンケット3、チャペル2
グラストニア	愛知県 名古屋市 昭和区	19世紀の英国における建築を参考にした外観や仏国王室の礼拝堂を模して造られたチャペル等、ヨーロピアンクラシックスタイルをコンセプトとしております。 設備概要:バンケット2、チャペル1
百花籠	愛知県 名古屋市 東区	日本の明治時代を想定し、日本の精神と西洋の技術を融合した「和 魂洋才」の建築様式を採用した結婚式場であります。格天井(注 2)や寄木細工の床、壁の透かし彫り、雅楽の舞台を備えた庭園等 意匠へのこだわりを追求しております。 設備概要:バンケット3、チャペル1
ネオス・ミラベル	山梨県笛吹市	大聖堂の街としても知られる英国北部の都市ヨークの雰囲気を湛えた大聖堂と街並み(レンガ造りの建物や石畳)をコンセプトとしております。 設備概要:バンケット2、チャペル1

- (注1)「マナーハウス」(manor house) とは、中世ヨーロッパにおける荘園(マナー)において、地主たる荘園領主が建設した邸宅であります。
- (注2)「格天井」とは、木を組んで格子形に仕上げた天井であります。

レストラン名	所在地	概 要
清雅	愛知県 名古屋市 東区	伝統的な日本の装飾を取り入れた洗練された空間で、四季折々の旬の厳選食材を使用し、目にも美しく彩り鮮やかな料理の品々をお愉しみいただけます。 施設概要:座席数30
ザ・シャンブルズ	山梨県 笛吹市	ランチタイムは木のぬくもりと自然光に包まれる居心地の良い空間で、ディナータイムはライトアップされた開放的なガーデンで、ゆったりと流れる大人の時間をお楽しみいただけます。 施設概要:座席数56

店舗名	所在地	概要
ヴィヴィアン ブライズ	埼玉県 さいたま市 北区 愛知県 名古屋区 山梨県 田吹市	オリジナルブランドをはじめ、海外インポートドレスから国内ブランドドレスまでバリエーション豊かなラインナップを取り揃えております。ウエディングドレス、カラードレス、メンズコスチュームはもちろんのこと、列席者の衣装などもご用意しております。店内には試着スペースを備え、ゆっくりとご試着いただきながら専属のコーディネーターがお勧めのドレスをご案内しております。

⑤ 子会社

会 社 名	事 業 所	所 在 地	事業所数
	本社	大阪府大阪市	1
		大阪府	18
 株式会社京都きもの学院		兵庫県	13
休丸云社泉部さもの子院	店舗(着付教室)	京都府	7
		滋賀県	4
		奈良県	3
 璨臻(上海)婚慶礼儀服務有限公司	本社	中国上海市	1
珠珠(工/毋) 焙废化锅服伤有收益口	結婚式場	中国上海市	1

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使 用 人 数 前連結会計年度末	比増減
和	装	事	業	472 (230) 名 5名減	(25名増)
ウエ	ディ	ング	事業	250 (74) 名 25名増	(34名増)
全	社	(共	通)	56 (11) 名 0名	(1名増)
合			計	778 (315) 名 20名増	(60名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。 全社(共通)は、主に管理部門の従業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
735 (306) 名	8名減 (59名増)	37歳	6年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借			入				先	借	入		額
株	式 会	社 :	埼玉	(1)	そを	〕 銀	行		1	,808,004	千円
株	式 会	社 .	三菱	U	F .	銀	行			861,702	
株	式 会	社	Ξ	井信	主友	銀	行			772,757	
株	式:	会社	压 出	蔵	野	銀	行			746,632	
株	式:	会社	Ŀ み	. ਰੂ <u>"</u>	ほ	銀	行			561,702	
株	式	会	社	足	利	銀	行			306,632	
株	式	会	社	伊	予	銀	行			180,000	
株	式	会	社	千	葉	銀	行			140,000	
株	式	会	社	群	馬	銀	行			33,264	

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,500,000株

(2) 発行済株式の総数 5,516,335株

(3) 株主数 3,998名

(4) 大株主

株	主		名	持	株数	持	株	比率
河	端	義	彦		2,705千株			49.07%
日本マス	タートラスト信託	銀行株式会社	(信託口)		224			4.08
白	石	隆	治		207			3.76
— 蔵	花 従 業	員 持	株 会		194			3.52
株式会	社日本カスト	ディ銀行(信託口)		167			3.04
Ш	崎	祐	_		67			1.22
岩	渕		拓		65			1.18
J P J	PMSE LUX PLC 1 EQ	RE NON	ЛURA		62			1.14
株 式	会 社 S	ВІ	証 券		42			0.78
Ш	本	俊	輔		42			0.76

⁽注) 持株比率は、自己株式(2,678株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況等

① 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

会	社に	おけ	る地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	河	端	義	彦	ウエディング事業本部、管理本部管掌
専	務	取	締	役	白	石	隆	治	JTS事業本部、オンディーヌ事業本部管掌
取		締		役	数	見	康	浩	財務経理本部長
取		締		役	小	島	浩	介	
取		締		役	加	來	英	彦	
常	勤	監	查	役	水	島	英	明	
監		査		役	熊		隼	人	熊隼人法律事務所所長
監		查		役	松	浦	圭	子	松浦圭子税理士事務所主宰

- (注) 1. 小島浩介氏及び加來英彦氏は社外取締役であります。
 - 2. 水島英明氏、熊隼人氏及び松浦丰子氏は社外監査役であります。
 - 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした会社法第430条の

- 3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該契約の内容の概要は、以下の通りです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった 訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	+D TIU 65. (A) (A) (A)	報酬等の種類別の総額					
役 員 区 分	報酬等の総額	固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	対象となる 役員の員数			
取 締 役 (うち社外取締役)	103百万円	103百万円	0百万円	5 名			
	(4)	(4)	(-)	(2)			
監 査 役	10百万円	10百万円	−百万円	4 名			
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(−)	(4)			
合計(うち社外役員)	114百万円	113百万円	0百万円	9名			
	(14)	(14)	(-)	(6)			

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2004年6月24日開催の第14期定時株主総会において、年額150百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠 で、2017年6月22日開催の第27期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する株 式報酬の限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員 数は、それぞれ5名であります。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2004年6月24日開催の第14期定時株主総会において、年額20百万円以内 と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 - 4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における取締役(社外取締役 2 名を除く) 2 名に対する株式報酬に係る費用計上額 0 百万円。
 - ② 取締役の報酬の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。個々の取締役の報酬については、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には固定金銭報酬及び非金銭報酬の構成としております。

非金銭報酬については、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

同制度は、各取締役の担当事業の営業利益による業績を踏まえた評価配分としております。

- ③ 個人別報酬の決定に係る委任に関する事項
 - 個人別の報酬額につきましては、取締役会の決定に基づき代表取締役社長河端義彦氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定であります。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、答申を尊重しつつ決定することといたします。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

ると判断しております。 また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、 非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。 ④ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 監査役熊隼人氏は、熊隼人法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役松浦圭子氏は、松浦圭子税理士事務所主宰であります。当社と兼職先との間 には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

					主な活動状況及び社外取締役に期待される
		氏名			2 割に関して行った職務の概要
取締役	小	島	浩	介	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回出席し、豊富な経営経験及び実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり主導的な役割を果たしました。
取締役	カロ	來	英	彦	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回出席し、経理・財務についての専門的知識や豊富な経験に基づく高い見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり主導的な役割を果たしました。
監査役	水	島	英	明	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、監査役会には13回中 13回出席したほか、常勤監査役として事業会社での人事関連、営業関連の 豊富な経験に加え複数の企業での監査役経験を活かし、当社の監査体制の 強化に努めております。
監査役	熊		隼	人	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、監査役会には13回中13回出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識及び企業法務に関わって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点から適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言などについても公平な見地で積極的に発言を行っております。
監査役	松	浦	圭	子	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には7回中7回出席し、税務専門家としての高度な専門的知識・見識及び企業会計に関わって培われた経験等に基づき、主に税理士として財務会計に相当程度の知見を有しており、専門的な観点から適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言などについても公平な見地で積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2021年6月24日開催の第31期定時株主総会において、新たに監査法人アヴァンティアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				26,60	0千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額				26,60	00千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、璨臻(上海)婚慶礼儀服務有限公司については、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に 応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正 な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人 の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、取締役は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
 - ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な 業務に関する事項の決議を行う。
 - ハ. 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程に従い、業務を執行する。
 - 二. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
 - ホ. 取締役、監査役、内部監査部門等からなるコンプライアンス委員会を設置し、部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を取締役会に報告する。
 - へ. 社外の弁護士を窓口とする通報・相談窓口を設け、当社グループすべての役職員から コンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
 - ト. 監査役並びに業務執行部門から独立した内部監査部門により、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全か つ適切に保存する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、諸問題の発生可能性に応じ、適切な対応策を準備し、また、問題解決に向けて の行動が即時に行える体制を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。

- 立. 全社及び各事業部門の中期経営計画及び年度目標を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の経営内容を的確に把握す るため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、当社が定めるリスク管理規程と同様の規程を子会社にも定めさせリスクマネジメントを図るとともに、同規程に基づき設けられるリスク管理委員会において子会社から定期的な報告を求めることにより、企業集団としてのリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、関係会社管理規程の定めに従い、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、企業 集団全体の経営の効率化を追求するため、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経 営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。
 - 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、当社が定めるコンプライアンス規程と同様の規程を子会社にも定めさせコンプライアンスの徹底を図るとともに、同規程に基づき設けられるコンプライアンス委員会において子会社から定期的な報告を求めることにより、企業集団としてのコンプライアンスの徹底及び推進を図る。また、子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くことと し、その人事については、取締役会と協議を行い決定する。
 - 口. 当該使用人の任命、人事異動については、監査役会の意見を尊重する。

- ② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合に は、直ちに監査役に報告する。
- ® 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制

当社は、公益通報者保護規程の定めに従い(取締役の場合は、同規程に準じて)、監査役へ前項の報告をしたことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わない。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払 い等の請求があった場合は、担当部署にて確認のうえ、速やかにこれに応じる。 監査役の職務執行について生ずる費用等を確保するために、監査役と協議のうえ、毎 年、予算を設ける。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役と取締役は、定期的又は必要に応じて面談し、必要事項について相互理解を深めるものとする。また、取締役及び使用人は、監査役が必要に応じて会計監査人等から監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないこととする。
 - ロ. 監査役は内部監査部門が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 コンプライアンス体制の充実と強化を図るため、反社会的な勢力との関係遮断に向けた 取組みを行い、社内での周知徹底を図る。
- ② 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び 報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役の職務の執行について
 - 定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。 取締役会には毎回、各取締役のほか独立性を保持した監査役も出席し、取締役の業務の執 行状況の監査を行っております。
- ② リスク管理体制について

増大するリスク管理に対応するため、情報セキュリティーポリシーを策定するとともに、個人情報を含むリスク全般について監視・管理するために、代表取締役社長(委員長)及び取締役、その他委員長が指名する者により構成されたリスク管理委員会を開催し、リスク管理の実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議を行っております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役3名(うち社外監査役3名)は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、内部監査室からの内部監査の実施状況及び監査結果についての報告、取締役・使用人からの事情聴取、書類の閲覧、実地調査等により、当社の経営に関する監視及び取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,987,075	流 動 負 債	12,731,068
現金及び預金	4,676,553	買 掛 金	845,449
	997,300	短期借入金	4,190,000
商品	1,929,705	1年内返済予定の長期借入金	451,764
		未 払 金 未 払 費 用	474,759
レンタル商品	1,321,078		316,469 41,075
仕 掛 品	530,760		6,020,325
原材料及び貯蔵品	93,382	預 り 金	44,659
その他	438,294		1,650
固定資産	8,209,277	その他	344,914
有形固定資産	6,664,501	固 定 負 債	2,060,807
		長期借入金	768,929
建物及び構築物	4,738,966	資 産 除 去 債 務	345,978
土地	1,320,750	繰延税金負債	1,015
建設仮勘定	383,793	退職給付に係る負債	588,731
そ の 他	220,990	役員退職慰労引当金 そ の 他	15,607 340,545
無形固定資産	89,361	負債合計	14,791,875
ソフトウェア	36,394	(純資産の部)	1 1,7 3 1,07 3
その他	52,966	株 主 資 本	3,399,020
投資その他の資産	1,455,415	資 本 金	50,000
		資本剰余金	1,978,533
投資有価証券	58,566	利 益 剰 余 金 自 己 株 式	1,370,505 △17
出資金	10	│ 日 □ □ 株 □ 式 □ その他の包括利益累計額	5,456
敷金及び保証金	1,278,143	その他有価証券評価差額金	33,506
繰 延 税 金 資 産	92,887	為替換算調整勘定	△28,049
その他	25,808	純 資 産 合 計	3,404,476
資 産 合 計	18,196,352	負 債 純 資 産 合 計	18,196,352

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		科						金	額
売			上		高				18,567,414
売		上	:	原	価				7,153,253
	売		上	総	利		益		11,414,160
販	売	費及	び 一	般管	理費				10,904,100
	営		業		利		益		510,060
営		業	外	収	益				
	受	取	利 息		び配	当	金	12,553	
	受		取	手	数		料	5,152	
	為		替		差		益	72,036	
	助		成	金	収		入	58,486	
<u> </u>	そ	****	ы	(T)			他	13,644	161,873
営	_	業	外	費	用		_	24.602	
	支		払	477	利		息。	21,683	
	和			解			金	17,500	46.740
	そ			\mathcal{O}			他	7,535	46,718
	経	_	常		利		益		625,215
特		別		損	失				
	固	定		産	除	却	損	3,620	
	減		損		損 #-		失	107,741	111,362
	税	金等				純利	益		513,853
	法	人移		民 税		事業	税	41,161	
	法	人	税	等	調	整	額	△144,355	△103,194
	当		期	純	利		益		617,047
	親	会 社	株主に	帰属す	る当り	胡純利	」益		617,047

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		1,019	,617	1,008,916	1,426,693	_	3,455,226
会計方針の影響による累積的影響額					△634,640		△634,640
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高		1,019	,617	1,008,916	792,053	_	2,820,586
当連結会計年度変動額							
減 資		△969	,617	969,617			_
剰 余 金 の 配 当					△38,595		△38,595
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					617,047		617,047
自己株式の取得						△17	△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当連結会計年度変動額合計		△969	,617	969,617	578,451	△17	578,434
当連結会計年度末残高		50	,000	1,978,533	1,370,505	△17	3,399,020

	その他の	つ 包括 利益	益 累 計 額	
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	36,095	△68,713	△32,618	3,422,608
会計方針の影響による累積的影響額				△634,640
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	36,095	△68,713	△32,618	2,787,968
当連結会計年度変動額				
減 資				-
剰 余 金 の 配 当				△38,595
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				617,047
自己株式の取得				△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,589	40,663	38,074	38,074
当連結会計年度変動額合計	△2,589	40,663	38,074	616,508
当連結会計年度末残高	33,506	△28,049	5,456	3,404,476

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,916,204	流 動 負 債	13,275,461
現金及び預金	3,829,650	貴 掛 金	768,321
売 掛 金	987,831	短期借入金	4,190,000
商品	1,902,931	関係会社短期借入金	950,000
レンタル商品	1,321,078	1年内返済予定の長期借入金	451,764
仕 掛 品	524,188	リース債務	9,065
原材料及び貯蔵品	88,233	未 払 金	428,806
短 期 貸 付 金	3,987	未 払 費 用	287,121
前 払 費 用	180,076	未 払 消 費 税 等	242,821
そ の 他	78,227	未払法人税等	39,358
固 定 資 産	10,032,561	前 受 金	5,765,271
有 形 固 定 資 産	5,891,791	預 り 金	39,399
建物	3,994,731		103,533
構築物	131,290	固定負債	1,992,893
車両運搬具	5,966	長期借入金	768,929
工具、器具及び備品	165,320	長期未払金	304,811
土 地	1,320,750	リース債務	22,030
リース資産	11,795	退職給付引当金	557,441
建設仮勘定	261,937	資産除去債務 その他	325,977 13,704
無形固定資産	80,512	負債合計	15,268,355
借地大量	28,033	(純資産の部)	15,200,555
ソフトウエア	27,545	株 主 資 本	3,646,904
ソフトウエア仮勘定	5,500	資 本 金	50,000
リース資産	16,485	資本剰余金	1,978,533
商 標 権	2,948	資本準備金	1,008,916
投資その他の資産	4,060,257	その他資本剰余金	969,617
投資有価証券	58,566	利 益 剰 余 金	1,618,388
関係会社出資金	975,950	その他利益剰余金	1,618,388
関係会社株式	1,190,300	別途積立金	200,000
長期貸付金	585,026	繰越利益剰余金	1,418,388
長期前払費用	13,024		△17
敷金及び保証金	1,144,465	評価・換算差額等	33,506
繰延税金資産	92,887	その他有価証券評価差額金	33,506
そ の 他	37	純 資 産 合 計	3,680,410
資 産 合 計	18,948,765	負 債 純 資 産 合 計	18,948,765

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		科							金	額
売			上			高	5			17,379,915
売		上		原		佃	5			6,658,845
	売		Ł	総		利	J	益		10,721,070
販	売	費及	ひ, -	- 般	管理	費	Ī			10,198,480
	営		業			ij		益		522,589
営		業	外	Ц	又	益	ŧ			
	受		取		禾			息	8,235	
	受	I	又	配		71/		金	2,024	
	受	I	又	手		数	ζ	料	5,152	
	為		替		È	差		益	72,036	
	助	F.	戉	金		ЦX	ζ	入	56,986	
	そ			\mathcal{O}				他	18,116	162,550
営		業	外	3	貴	用	1			
	支		払		禾			息	23,208	
	和			解				金	17,500	
	そ			\mathcal{O}				他	7,272	47,980
	経		常					益		637,159
特		別		損		失				
	古	定	資	産		余	却	損	2,705	
	減		損			員		失	107,741	110,447
	税	引	前	当	期	純	利	益		526,712
	法	人税、	住	民 移		Ω,	事業	税	39,444	
	法	人.	· 税	等	Ē	周一	整.	額	△144,330	△104,885
	当	其	明	純		利	J	益		631,597

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

			株	主	資	本		
		j	資本剰余金	È	利	益 剰 余	金	
	資本金				その他利	益剰余金		自己株式
	英 个 亚	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	1,019,617	1,008,916	_	1,008,916	200,000	1,460,026	1,660,026	_
会計方針の変更 による累積的 影響額						△634,640	△634,640	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,019,617	1,008,916	_	1,008,916	200,000	825,386	1,025,386	_
当期変動額								
減 資	△969,617		969,617	969,617				
剰余金の配当						△38,595	△38,595	
当期純利益						631,597	631,597	
自己株式の取得								△17
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	△969,617	_	969,617	969,617	_	593,001	593,001	△17
当 期 末 残 高	50,000	1,008,916	969,617	1,978,533	200,000	1,418,388	1,618,388	△17

	株主資本	評価・換	算差額等	
	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	3,688,559	36,095	36,095	3,724,655
会計方針の変更 による累積的 影響額	△634,640			△634,640
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,053,919	36,095	36,095	3,090,015
当期変動額				
減 資	-			_
剰余金の配当	△38,595			△38,595
当期純利益	631,597			631,597
自己株式の取得	△17			△17
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		△2,589	△2,589	△2,589
当期変動額合計	592,984	△2,589	△2,589	590,395
当 期 末 残 高	3,646,904	33,506	33,506	3,680,410

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社一蔵取締役会御中

監査法人アヴァンティア 東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃業務執行社員

指定社員公認会計士 戸城秀樹業務執行社員公認会計士 戸城秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社一蔵の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一蔵及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び軍用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社一蔵取締役会御中

監査法人アヴァンティア 東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹業務執行社員 公認会計士 戸 城 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一蔵の2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社一蔵 監査役会 常勤監査役(社外) 水 島 英 明 印 監 査 役(社外) 熊 隼 人 印 監 査 役(社外) 松 浦 圭 子 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけており、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下の通りとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金14円 総額 77,191,198円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに 規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供 制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 16条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

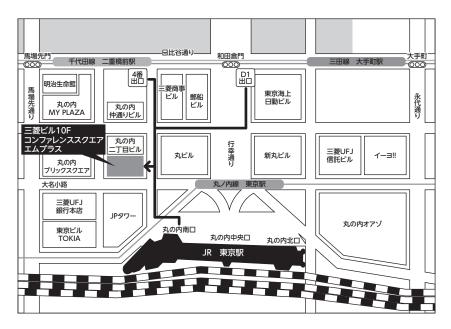
(下線は変更部分を示します。)

	(下級は変史部力を小します。)
現行定款	変更案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に 記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定め るところに従いインターネットを利用する方法で開示 することにより、株主に対して提供したものとみなす ことができる。	(削除)
(新設)	第3章 株主総会 (電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。 (附則)
(新設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 三菱ビル 10階 三菱ビルコンファレンススクエア エムプラス「グランド」



交通 JRご利用の場合 東京駅丸の内南口より 徒歩2分 地下鉄ご利用の場合 丸ノ内線東京駅より 徒歩3分 千代田線二重橋前駅4番出口より 徒歩2分 三田線大手町駅D1出口より 徒歩4分

